

# 生ごみ処理機の購入を補助します

古河市では、家庭の生ごみを堆肥化、減量化するための電気式生ごみ処理機器、コンポスト容器、EM サポート容器を購入する場合、購入費の一部を補助しています。

※毎年度、予算額に達し次第、受付を終了します。

## 補助金額

| 区分        | 補助率       | 補助限度額           | 条件            |
|-----------|-----------|-----------------|---------------|
| 機械的な処理機器  | 購入価格の     | 1 基当たり 20,000 円 | 1 世帯当たり 1 基のみ |
| 非機械的な処理機器 | 2 分の 1 以内 | 1 基当たり 3,000 円  | 1 世帯当たり 2 基まで |

## 注意点

- (1) 補助金の申請は、機械的な処理機器及び非機械的な処理機器の両方を同時に対象とすることはできません。
- (2) 非機械的な処理機器は、2基を同時に購入した場合に限り、2基分の購入費用を補助対象経費とすることができます。
- (3) 購入価格に補助率を乗じて得た額に 100 円未満の端数が生じたときは、切り捨てになります。(消費税を含みます。)
- (4) 補助対象経費は、送料、値引き、クーポン、ポイント等の差し引き後の金額になります。
- (5) 補助金の交付は、当該生ごみ処理機器を購入した日の属する年度内に申請したものに限りです。

## 補助の対象者 ※いずれにも該当するもの

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 市内に居住し、かつ、当該居所から排出するごみの処理を行っていること。
- (3) 同一世帯に属する者の全員が市税を滞納していないこと。
- (4) 過去に機械的な処理機器の購入費用に係る補助金の交付を受けたことがある世帯にあっては、当該交付の日の属する年度から起算して5年を経過したこと。
- (5) 過去に非機械的な処理機器の購入費用に係る補助金の交付を受けたことがある世帯にあっては、当該交付の日の属する年度から起算して3年を経過したこと。

## 提出書類

- (1) 生ごみ処理機器購入補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 仕様書又はカタログ
- (3) 設置状況が分かる写真
- (4) 領収書の写し

## 申請窓口

- ・三和庁舎環境課(仁連 2065 番地)
  - ・総和庁舎市民総合窓口課(下大野 2248 番地)
  - ・古河庁舎市民総合窓口室(長谷町 38 番 18 号)
- ※郵送の場合は、三和庁舎環境課(仁連 2065 番地)まで送付願います。



※様式は、こちらからダウンロードできます。

